

京都市告示第532号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月12日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
伏見西部第五 経1号線	伏見区納所和泉屋3番地の96地先から 同町2番地の7地先まで	メートル 90.40	メートル 6.00 ~ 9.70

(建設局土木管理部道路明示課)